

(第一面)

二級建築士となる資格を有する者であることの証明書発行申請書

一般社団法人 埼玉建築士会 会長 殿

年 月 日

土地家屋調査士法第 6 条第 5 項第一号の規定に基づき、土地家屋調査士試験の筆記試験午前の部の免除を受けるため、二級建築士となる資格を有する者であることの証明書の交付を申請します。

申請者氏名

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

住所	〒 ー
連絡先	TEL: 自宅 携帯 その他 () メールアドレス:
申請区分	1 学歴□ 2 学歴+実務□ 3 建築士法第 4 条第 4 項第 3 号□ 4 建築士法第 4 条第 5 項□ 5 実務□

欠 格 事 由	1 拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 13 条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）がありますか。	ある□ ない□
	あるときはその罪及び刑_____	
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある□ ない□
	あるときはその罪及び刑_____	
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	年 月 日
	3 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□ ない□
	あるときは、その日	年 月 日
	4 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□ ない□
	業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい□ いいえ□

(第二面)

申請手数料払込領収書

貼付欄

※貼る前に必ずコピーをとり保管しておいてください。